

平成二十一年一月二十日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一七一第四号

平成二十一年一月二十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日中合意を破る形での中国による東シナ海ガス田掘削に対する政府の対応等に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日中合意を破る形での中国による東シナ海ガス田掘削に対する政府の対応等に関する質問に対する答弁書

一及び七について

お尋ねについてお答えすることは、政府の情報収集の内容等について明らかにすることになり、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

二から四まで及び八について

日中間の東シナ海における大陸棚及び排他的経済水域の境界は未画定であることから、我が国が大陸棚及び排他的経済水域の権原を有している水域で中国側が一方的に資源開発を進めると疑われる場合には、中国側に対し、そのような開発は認められないとの申入れを行ってきたが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは差し控えたい。

五について

我が国からの申入れに対し、中国側からは、中国側の立場に基づく主張が行われてきているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは差し控えたい。

六について

政府としては、二から四まで及び八について述べた内容について、記者会見の機会に明らかにしてきている。

九及び十について

政府としては、御指摘の水域を含む東シナ海を平和・協力・友好の海とするとの日中両国首脳間の共通認識を実現することが重要であると考えている。政府としては、今後も、我が国が大陸棚及び排他的経済水域の権原を有している水域で中国側が一方的に資源開発を進めることについては、中国側に対し、そのような開発は認められないとの申入れを行っていく考えである。